会 議 録 (要旨)

会 議 名	第6回武蔵村山市まちづくり審議会	
開催日時	平成25年8月12日(月)午後2時~午後3時10分	
開催場所	中部地区会館402学習室	
出 席 者	出席者:柳沢厚会長、石塚典久副会長、松本昭委員、竹沢えり子委員、	
及び欠席者	小野和夫委員、豊泉定二郎委員、波多野政俊委員	
	欠席者:富田裕委員	
議題	1 会議録の承認について	
	2 狭山丘陵景観重点地区における景観重点基準について	
	3 まちづくり条例の運用状況について(報告)	
	4 会議の日程について	
	5 その他	
結 論	議題1について	
	内容について承認	
	議題2について	
	資料6-5の答申案の文言を一部修正の上、答申する。	
	議題3について	
	まちづくり条例の運用状況について了解	
	議題4について	
	新たな案件が生じた場合に日程調整する。	
	議題5について	
	都市計画マスタープランの改定について、次回情報提供すること。	
審議経過	議題1 会議録の承認について	
(○:委員	● 資料6-1について追加、修正等あれば指摘願う。	
●:事務局)	○ (特に意見なし)	
	○ 内容について承認する。	
	議題2 狭山丘陵景観重点地区における景観重点基準について	
	● 前回会議において決定いただいた武蔵村山市狭山丘陵景観重点地区	
	ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)案の意見公募手続も終	
	了した。今回会議では、ガイドラインについての審議会の答申をまと	
	めていただきたい。	
	資料6-2 「武蔵村山市狭山丘陵景観重点地区ガイドライン(案)	
	に対する意見公募の結果について(案)」により意見公募手続の結果を	
	説明	
	ガイドライン案から修正した内容について、資料6-3「武蔵村山	
	市狭山丘陵景観重点地区ガイドライン(修正案)修正箇所対照表」及	
	び資料6-4「武蔵村山市狭山丘陵景観重点地区ガイドライン(修正	

案)」により説明

資料6-5により答申書の案文を説明

—— 説明省略 ——

- 差し替えた樹種については、植生上妥当であるか確認したか。
- 市内の植木業者の確認は受けている。
- 大学の先生など専門家に聞いておいたほうがよい。
- 答申書の案について、「今後の検討課題について」、「・・を要望します」と書いておきながら、「(1)広告物について」などの各項目において、「検討をお願いします」とやさしい表現となっている。どちらでもよいと取られかねず、答申する以上は「・・すること」と言い切るべきである。
- 表現がダブっているという意味であり、各項目の中は全て「・・検 討すること」と整理することとする。
- 「(3)市民意識の醸成について」の項目について、具体性がないところが少し気になる。何をするべきと言っているのか伝わりにくい。
- 市民に対するピーアール活動という意味で、モノレールとみどりの 保全が一体としてできることがこのまちの将来像につながると考える ので、看板や市報などで二本立てでピーアールできるような方策を検 討するという形で具体化するのがよいのではないか。
- 前回の会議でキャッチフレーズをつくって市報などに掲載するという話があったが、それを含めてピーアールに努めていく認識である。
- もう少し具体的な例示を入れて答申したほうがよいのではないか。
- 例示としてはどんなものがよいか。
- このまちの将来像としては、モノレールを中心とした新青梅街道沿道の開発と青梅街道から北側の地区のみどりの保全が大きな柱と思うので、これに絡めて表現できればと思う。
- 総合計画のキャッチフレーズはどうなっているか。
- 今手元にないのですぐに出ないが、緑というキーワードが入った標 語はある。
- 統一したものを定期的に市民の目にふれる所に出していくことを望 みたい。
- 異論はないところであるが、具体的な方法となると書きにくい。
- 緑化の助成や保全、意識の醸成はどこが担当するのか。
- 内容にもよるが、都市計画課と道路公園課である。
- この審議会では、具体的な方策をまとめる義務はないのではないか。 具体的に提案するのか。
- 提案しなければならないということはない。狭山丘陵のみどりの保

全のために必要な施策について議論したものを反映したものだが、具体的な例示があればわかりやすいということである。

- 説明会の出席者も少なく、公募に対する意見もなかった。市民の意識を高めるために良い方策があるかというと難しい。地道に意識を高める方法を考えるしかない。
- ひまわり畑のボランティアを募集していたが、何人くらい集まった のか。
- 種まきの際は、小中学生を含め大勢参加したのでスムーズに終わったと聞いている。人数までは把握していない。
- 維持管理に携わっているわけではないのか。既に半分くらい切られていたが、誰が行ったのか。
- 管理面をシルバー人材センターに委託していると聞いているので、 そこで行ったのではないか。
- ひまわり畑の駐車場に何台止まっているかと言えば、多くて10台である。それだけのために維持費を使っている。金をかけてつくるのなら、ただ植えて夏だけ生えればいいというものでなく、頭を使って金を使わないと。リピーターのような形になかなかならないのは、つくった後の課題に対する検討が少なすぎるからと思う。
- ひまわり畑を管理するボランティアが集まらないのに、里山保全の ために、市民意識を醸成してボランティアする人が集まるのか疑問で あると考えた。区部の人々と違い、みどりへの貪欲さがない気がする。 身近にみどりがありすぎて、自分の周りのみどりを維持管理しようと いう意識が薄いように思う。
- みどりの管理だけでなく、みどりを楽しむプログラムをつくるよう な人たちも、狭山丘陵を支えるグループになる。
- 狭山丘陵の散策に訪れる人は多く、散策の後にかたくり温泉で休んで帰る行動パターンであるが、市外からの人が多いと思う。
- みどりは市の観光資源ととらえることもできるわけだが、市外の方が来ることによって市が潤ったり、市内の方の喜びに結びついていないということである。結びついていれば、地域の人たちにとって魅力であることがわかり、みどりを大事にしようという意識になるかもしれない。
- 地元の農産物を販売したりして携わっている人は潤っていることが わかるが、一般の市民に対しての啓発はどのようにしたらよいのか。
- これまでそのような取組はなされてこなかった。狭山丘陵を守るという意識を高めていくようにすれば、武蔵村山の魅力も出てくる。
- 地元の人は日常的に散策して楽しむことはしないのか。
- 生活の場において優先順位が低い。
- 健康のために歩くことは増えているが、人は皆気持ちの良いところ

を選んで歩きたいので、このような場所で上手に楽しむことは大事だと思う。

- 市内の人が魅力を感じるために工夫が必要である。
- 具体的に書くのはなかなか難しいかもしれない。書くとそれだけに 縛られることもあるので、表現はこのままにしてはどうか。
- 異議なし
- ガイドラインの条例との関係は、条例第42条の景観重点基準の詳細を解説したものという位置付けである。景観重点基準は条例第42 条第1号から第4号までだが、第4号の市長が審議会の意見を聴いて 定める基準とは現在あるのか。それともないのか。
- 現時点ではない。
- 答申書における要望事項が、第42条第4号の候補になると理解してよいか。
- 広告物と擁壁については、第4号の基準になり得る。
- 答申については、答申案の「検討されるよう要望します」と重複している「検討をお願いします」は「検討すること」に、「検討されることを望みます」と重複している「検討されるよう希望します」は「検討すること」に修正して答申することとする。

議題3 まちづくり条例の運用状況について(報告)

● 前回会議で報告した期間以後の平成25年6月29日から平成25年7月31日までのまちづくり条例の運用について、資料6-6に沿って報告する。

--- 説明省略 ----

- 概ね月1件程度か。
- 今回は少なかった。
- 毎年度4月から8月くらいまでが多い。昨年度は年間18件であったが、今年度は既に14件である。
- 20戸の共同住宅のもとの土地は何か。
- 農地である。
- 20戸というのは、20世帯が入れる集合住宅という意味か。場所はどこか。
- そのとおりで、場所は残堀一丁目である。
- 了解

議題4 会議の日程について

● 景観重点地区ガイドラインに関する審議が終了となったので、新た

な案件が生じた場合に審議をお願いしたい。想定される案件としては、 まちづくり条例第29条に規定する「新青梅街道沿道地区まちづくり 計画」を今年度中に決定することを目指しており、内容が示せる段階 となったら審議をお願いしたいと考えている。来年3月頃を予定して いるが、その他案件が生じた場合には随時日程を調整させていただき たい。

- 任期はいつまでか。
- 来年の5月である。
- 審議会の進め方だが、何かを決めるときにジャッジメントだけする というのは、かつてのやり方である。決まったものを最後に何か言う のは難しく、参加にはならない。原案が固まる前にキャッチボールし て決めるのが条例の趣旨に合い、変更が可能な段階で意見を聴くこと が重要である。
- 市民などで構成するまちづくり協議会では、11月頃までに案をつくり、その後、市の内部で内容を整理して原案をつくっていきたいと考えている。内容が整理できた段階で提示し、意見をいただいた中で進めたい。

議題5 その他

- 武蔵村山市が市町村の権限を最大限駆使して狭山丘陵の問題に取り 組むためには、景観法の景観行政団体になり、都に任せないで市民と 市役所で進めていくのが重要と思う。市の全体的な景観に関する施策 は、現在どのような状況か。
- 市として景観行政団体になろうという話は出ていない。狭山丘陵景 観重点地区のガイドラインをつくったりもしているので、考えてみた いとは思う。
- 都市計画マスタープランの改定案へのパブリックコメントには、何 件か出てきたのか。
- ガイドラインとほぼ同時期に行ったが、同じ結果であった。
- 都市計画マスタープランが改定中なら、この審議会に情報提供して もらいたい。
- 都市計画マスタープランについては、10月頃改定の予定で動いている。都へ意見照会をして回答が返ってきたところで、議会等へ説明しながら庁内で固めていく。平成16年につくったものの一部改定の形だが、新青梅街道の拡幅などの動きがあり修正したものである。
- 都市計画マスタープランを具体化する制度としてまちづくり条例を 考えていたわけだから、非常に重要な前提であり、情報提供すべきも のである。次の機会に情報提供すること。
- パブリックコメントが0件ということだが、募集をかけたのはホー

ムページと市の広報だけか。

- ホームページ、市報、ツイッター、情報配信メールなどで行った。
- 市議会の動きから見ても、双方向のネットワークを活用して市と市 民とでキャッチボールをしていこうという指針が定められていたはず で、そこまで行ってその結果であるというのは現実として受け止めな ければならないが、もう少し掘り起こせる方法はないものか。このま までは、行政が勝手に進めているということになってしまう。
- 市としても、人を増やしてきめ細かくできればいいが、予算もない だろうし実態はできないと思う。
- 東京都の景観課と市の都市計画課との関係だが、今後コンタクトを 取って進めていくのか。
- 市独自に行っていくが、狭山丘陵については東京都の景観計画に景 観基本軸として位置付けられているので、その件については東京都で 行う。双方で調整しながら進めるものもある。
- 武蔵村山市民が何を望んでいるのか。みどりも大事だが、そのほか にもたくさんある。このまちを魅力のあるまちにしてほしい。

以上

会議の公開	☑公 開	傍聴者:1人
・非公開の	□一部公開	
別	□非 公 開	
	※一部公開又は非公開とした理由	
	()
会議録の開	☑開 示	
示・非開示	□一部開示(根拠法令等:)
の別	□非 開 示 (根拠法令等:)
庶務担当課	都市整備部都市計画課(内線273)	